

日米EUの課徴金等の除斥期間

	行為	金銭的不利益処分等	除斥期間
日本	不当な取引制限 支配型私的独占	課徴金	3年
米国	取引制限行為 独占化行為	刑事罰	5年
EU	競争制限的協定 市場支配的地位の濫用	制裁金	5年（欧州委員会又は加盟国競争当局による調査が開始した時点等で除斥期間は中断し、その後、新しい期間が始まる。調査開始前との通算で最長10年間。）

(参考) 国内他法令の金銭的不利益処分の除斥期間

	行為	金銭的不利益処分	除斥期間
国税通則法	過少申告 無申告 不納付	加算税 重加算税（隠ぺい又は 仮装による場合）	加算税：5年 重加算税：7年
金融商品取引 法（※旧証券 取引法）	発行開示義務違反，継続開示義 務違反，風説の流布，偽計，相 場操縦行為，インサイダー取引	課徴金	3年
公認会計士法 （※改正法）	故意による財務書類の虚偽証 明，相当の注意を怠ったこと による財務書類の虚偽証明	課徴金	7年